



学校給食センター元所長に退職手当返納を命じました

概要説明

四條畷市教育委員会は、市立学校給食センター元所長に対し、令和4年3月3日付で、退職時に支給した退職手当の全額、約2,100万円の返納を命じました。

元所長は、令和元年度までの間、市立小中学校の給食費約1,450万円を横領したほか、令和元年3月にあった学校給食運搬業務の入札情報を業者に漏らした見返りに賄賂を受け取ったとして、業務上横領及び加重収賄、地方公務員法違反の罪で大阪地裁に起訴されていました。

令和4年2月4日に判決の言い渡しがあり、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決が19日に確定しました。これを受け、一般職の職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、退職手当全額の返納を命じる処分を決めました。

なお、令和3年12月に元所長は横領した全額を学校給食会に返金し、和解が成立しています。

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

教育委員会事務局 氏名：板谷^{いたたに} (内線：820)